

## 北海道立羽幌病院「Instagram」運用ポリシー

### 第1 目的

Instagramを北海道立羽幌病院（以下「羽幌病院」という。）に関する事業の広報媒体として活用し、羽幌病院の取り組み及び医療職の確保等に関する公表・公開を前提とする情報発信を行うことを目的として開設する。

### 第2 用語の定義

Instagramに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) Instagram：インターネット上で文章、画像、動画を不特定のインターネット利用者に公開できるMeta社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：Instagramを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ストーリー：Instagramに投稿できる短く、投稿してから24時間経つと他ユーザーからの視聴が不可能になる動画を投稿できる機能のことをいう。
- (4) フォロー：他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

### 第3 運用主体

羽幌病院公式Instagram（以下「本Instagram」という。）の運営主体は、HABOROプロジェクト広報ワーキンググループ（以下「広報WG」という。）とし、アカウント管理、パスワード管理、ポストを行う。

- 2 アカウント名は、『北海道立羽幌病院』とする。

### 第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし、緊急の場合は土日祝日においても行うものとする。

### 第5 意思決定

投稿をする際は、事務長の決裁を得て行う。

### 第6 投稿内容

本Instagramは、次に掲げる事項を投稿する。

- (1) 羽幌病院の取り組み及び医療職の確保等に関する情報
- (2) その他事務長が適当と認めた情報

## 第7 返信、フォローの制限

本Instagramは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、返信、フォローは行わない。

## 第8 禁止事項

返信などの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、投稿の削除等を行う場合がある。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法または反社会的な内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・ 北海道若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本Instagramの趣旨に関係の無い内容
- ・ その他事務長が不適切と判断した内容

## 第9 運用留意事項

本Instagram運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 道のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本Instagramのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及び投稿内容については、本Instagramのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) 投稿するリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 道が策定した本Instagram運用ポリシーは、北海道公式ウェブサイトに掲載する。
- (6) 投稿する際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- (8) オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「# CCBY」を付けて投稿する。

オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/opendata.kityaku.pdf>) を参照すること。

#### 第10 本Instagramに対する問い合わせ

北海道公式ウェブサイトトップページ下段の「お問い合わせ」から受け付ける。

#### 第11 個人情報の取り扱いについて

本Instagramで取得した個人情報については、「北海道公式ウェブサイト」の「個人情報の取り扱いについて」

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/site-info/kojinjoho.html>) に準じて取り扱う。

#### 第12 その他

その他、この本Instagram運用ポリシーの実施について必要な事項は、事務長が別に定める。

#### 附則

この運用ポリシーは、令和5年10月2日から施行する。

この運用ポリシーは、令和5年11月1日から施行する。